

那覇港泊ふ頭港湾施設指定管理者募集に関する質問への回答

No	質問事項	資料及び項目名・頁	回答	備考
1	<p>“施設や設備の損傷”の小規模な修繕(1件 200 万円未満の修繕費)のリスク分担が指定管理者になっています。参考資料の別添 2-2 で最も収入が多かった平成 28 年の収入合計¥23,325,857 に対しても、1 件当り 200 万円の負担は多額で、指定管理者を受託したとしても誠に大きな不安材料です。年間限度額の設定等はいかがでしょうか？</p>	<p>「募集要項」8 ページ 18 業務区分、リスク 分担の表 2</p>	<p>那覇港泊ふ頭港湾施設における施設や設備の管理業務の適切かつ確実な実施、また、当該リスクが発生した際の利用者損失を最小限とする迅速対応の観点から、過去の実績を踏まえて修繕費にかかる費用負担の基準を明確化することとしました。</p> <p>修繕費の年間限度額は、設定しておりませんが、指定管理者の収支状況や修繕実績、修繕件数並びに利用者の視点や迅速性等を考慮しつつ、那覇港管理組合と指定管理者間で協議の上、対応を決定します。</p>	